

坂出發電所5号機建設計画環境影響評価方法書
に対する勧告について

令和8年2月19日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、坂出發電所5号機建設計画環境影響評価方法書について審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされており、同項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、同条第2項の規定に基づき、四国電力株式会社に対し、本日その旨を通知した。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、香川県知事の意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所： 香川県坂出市番の州町2番地 他
原動力の種類： ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力： 約60万kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和7年 2月 3日
環境大臣意見受理	令和7年 4月 18日
経済産業大臣意見	令和7年 4月 25日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和7年 8月 26日
住民意見の概要等受理	令和7年 10月 29日
香川県知事意見受理	令和8年 1月 19日
経済産業大臣勧告	令和8年 2月 19日

問合せ先：電力安全課 小西、瀧澤
電 話：03-3501-1511
(内線：4921)